

健長第 2181号  
令和3年8月18日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び  
第24条第9項に基づくまん延防止等重点措置による要請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、8月17日に、同法第31条の4第3項に基づくまん延防止等重点措置区域に本県が追加されたことを受け、新たに別紙のとおり当該重点措置による感染拡大防止対策を要請します。

併せて、当該要請を受け、施設におけるイベント等の開催の目安を一部改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、8月6日から22日までを期間としている臨時特別協力要請は、期間に変更はありませんのでご承知ください。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451

## 山梨県新型コロナウイルス感染拡大防止への 協力要請及びまん延防止等重点措置

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の6第1項、第2項及び第24条第9項に基づき、令和3年9月12日まで次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年8月18日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### I 感染拡大防止への協力要請

#### 1 山梨県民の皆様へ（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ① 通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種など、やむを得ない事情がある場合を除き、不要不急の外出・移動を自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動してください。また、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えてください。
- ② 不要不急の都道府県をまたぐ往来は自粛するよう要請します。特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となる都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。  
やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。
- ③ 基本的な感染防止対策が行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。  
会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める感染防止ルールを厳守するよう要請します。
- ④ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

- ⑤ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を行わないよう要請します。
- ⑥ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないよう要請します。また、混雑した場所等への外出を半減するよう要請します。(措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請)
- ⑦ 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用(ファミリーマスク)を徹底してください。
- ⑧ 帰宅時及びトイレなどの共用スペース利用の前後には、手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ⑨ 定期的(30分間に1回程度)に室内の換気をしてください。
- ⑩ グリーン・ゾーン宿泊割りは、新規受付を9月12日まで停止しますが、既に予約済みの宿泊は感染防止に十分留意して利用してください。

## 2 事業者の皆様へ(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② テレワークの活用や休暇取得の促進等により「出勤者数7割削減」を目指すとともに出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進するよう要請します。
- ③ グリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。また、県大規模接種センターにおいて接種対象となっている事業者は、従業員に対し、ワクチンの接種を強く勧奨いただき、積極的に申請してください。
- ④ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- ⑤ 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。

## 3 市町村長の皆様へ(特措法第24条第9項に基づく要請)

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設(休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン

認証制度へ移行中の施設を含む。)の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。

- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

#### 4 催物や会議等の開催の制限（特措法第24条第9項に基づく要請）

イベントや会議等については、可能な限り延期や中止に加え、リモート・書面開催などの方法により実施してください。

延期や中止が困難なイベントや会議等（結婚披露宴や開催が目前であるスポーツ大会、学校行事など）については、以下の感染防止対策を講じたうえで実施してください。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ① マスクの常時着用 | ⑧ 食事の制限         |
| ② 大声の抑止    | ⑨ 参加者の制限        |
| ③ 手洗いの奨励   | ⑩ 参加者の把握        |
| ④ 消毒の徹底    | ⑪ 演者の行動管理       |
| ⑤ 換気       | ⑫ イベント前後の行動管理   |
| ⑥ 密集の回避    | ⑬ ガイドライン遵守の旨の公表 |
| ⑦ 身体的距離の確保 |                 |

詳細については、県が示す「施設におけるイベント等の開催の目安」に記載されているので確認してください。

[https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info\\_coronavirus\\_emergencymeasures12.html](https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html)



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINE コロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



5 県外からの観光客向け

県外在住者は、日帰り・宿泊を問わず観光・レジャーなどのために本県へ来訪しないよう要請します。

6 飲食店等向け（特措法第24条第9項に基づく要請）

以下の内容により、休業を要請します。

①要請期間 令和3年8月18日（水）から令和3年8月22日（日）まで

②対象施設

施設の種類	内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接待又はカラオケを伴うものに限る。）、カラオケボックス、ライブハウス	休業を要請 ※ただし、要請期間中は接待や遊興を伴わず食事提供施設と同様のサービスとする場合は、食事提供施設とみなす。
食事提供施設	飲食店（居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む。）、料理店、喫茶店等 ※ 宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く。	休業を要請 ※ただし、グリーン・ゾーン認証施設は営業時間を5時～20時まで
ホテル・旅館	ホテル又は旅館のうち、レストラン・宴会場など専ら飲食を提供するスペース ※ 宿泊客への個別の飲食の提供で使用する場合を除く。	に短縮（ホテル・旅館においては飲食提供時間）することも可とする。

## 7 大規模集客施設等向け（特措法第24条第9項に基づく要請）

以下の内容により、入場者数の制限及び営業時間短縮を要請します。

①要請期間 令和3年8月18日（水）から令和3年9月12日（日）まで

### ②対象施設

施設の種類	内訳	要請内容
大規模集客施設	店舗面積が大規模小売店舗立地法で規定する基準面積（1,000 m <sup>2</sup> ）を超える小売業の店舗 ※ 生活必需物資の小売関係等の店舗を除く	入場者数の制限(※)及び営業時間短縮を要請 ※ 繁忙期の2分の1程度の人数を目安とする。
観光施設	主要な観光施設で、別途県が指定する施設	詳細は後述の「Ⅱ まん延防止等重点措置 4」を参照

## Ⅱ まん延防止等重点措置

### 1 まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

### 2 まん延防止等重点措置の区域等

**【措置区域】** 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、山中湖村、富士河口湖町

**【措置区域以外】** 早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

### 3 飲食店等に対する休業又は営業時間短縮等

以下の内容により、休業又は営業時間短縮等を要請します。

- (1) 対象施設 飲食店・喫茶店等(居酒屋を含む。宅配・テイクアウトサービス、ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供を除く。)、遊興施設※(接待を伴う飲食店等)、結婚式場で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗
- (2) 対象期間 令和3年8月20日から9月12日まで
- (3) 対象区域と要請内容

休業又は営業時間短縮の要請	
措置区域 (特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)	措置区域以外 (特措法第24条第9項に基づく要請)
休業 [適用される法令] ・5時から20時の間:特措法第24条第9項 ・20時から5時の間:特措法第31条の6第1項  ※ただし、やまなしグリーン・ゾーン認証施設は営業時間を5時～20時までに短縮することも可とする。	<b>【やまなしグリーン・ゾーン認証施設】</b> 営業時間短縮 5時から20時まで  <b>【やまなしグリーン・ゾーン認証を受けていない施設】</b> 休業
営業時間短縮にあたっての要請内容	
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請) ・酒類の提供(持ち込み含む)を終日行わないこと ・カラオケ設備を終日利用自粛すること(飲食を主として業とする店舗のみ) ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場をする者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと (特措法第24条第9項に基づく要請) ・業種別ガイドラインの遵守	

※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は休業又は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

4 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（特措法第24条第9項に基づく要請）

以下の内容により、営業時間短縮等を要請します。

(1) 対象地域 山梨県全域

(2) 対象期間 令和3年8月20日から9月12日まで

(3) 対象施設と要請内容

(商業施設等)

施設の種類の	内 訳	1000 m <sup>2</sup> 超
商業施設 (第7号)	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<営業時間> ・5時から19時までの営業時間短縮  ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗(売場)を除く。  <その他> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること ・百貨店の食料品売り場など密が想定される売り場等について、入場者の整理等(入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等)の実施  (措置区域のみ特措法第31条の6第1項に基づく要請) ・商業施設について、入場者の整理等(入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等)の実施
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	
遊興施設 (第11号) ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業を営む施設 (第12号)	ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。

(イベント関連施設)

施設の種類の	内 訳	1000 m <sup>2</sup> 超
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、演芸場、映画館等	<営業時間> ・19時までの営業時間短縮要請  <その他> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂	
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館 (第8号)	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ等	<営業時間> ・18時までの営業時間短縮要請 ただし、イベント開催の場合は19時までの営業時間短縮を要請する。なお、これによりがたい事情がある場合は、事前に県に協議すること  <その他> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
博物館等 (第10号)	博物館、美術館等	

- ・ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。
- ・ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請する。
- ・ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・ 飲食店等の取扱いは、飲食店に対する休業又は営業時間短縮の要請内容(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)に準じる。



## 別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

## 別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状<sup>(※)</sup>がある従業員等の出勤を停止</li> <li>※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状<sup>(※)</sup>がある来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の定期的な消毒</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張の抑制(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制</li> </ul>
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底</li> </ul>

# 施設におけるイベント等の開催の目安

令和3年2月12日  
(令和3年8月20日改訂)

## 1 イベント等の開催の目安について

(1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合（下記3（1））には、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

### ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人とする。

### イ 収容率の目安

収容率の上限は、大声での歓声等がないことを前提としうる場合（下記3（2））については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については50%（注1）とする。

（注1）参加者の位置が固定され入退場時や区域内の適切な行動確保ができるものは、異なるグループ又は個人間では1席空けること（このため、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、結果として、参加人員は収容定員の50%を超えることもありうる。）。

(2) 収容定員が設定されていないイベント等については、必要な感染防止対策（下記3（1））に加え、大声での歓声等がないことを前提としうる場合（下記3（2））にあつては密が発生しない程度の間隔、それ以外のものにあつては十分な人と人との間隔（1m）を確保すること。

※（1）（2）において、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができないものについては（3）によることとする。

(3) お祭りや野外フェス等で全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等や参加者の把握が困難なイベント等については、慎重に検討することとし、開催する場合には必要な感染防止対策（下記3（1））に加え、十分な人と人との間隔（1m）（注2）を設けること。

（注2）（別紙1）に示す条件がすべて担保される場合には、「十分な人と人との間隔を設ける」に該当するものとする。

地域で行われる盆踊り等、全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事であつて参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずるとともに、接触確認アプリ（COCOA）の活用や参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

(4) 開催時間は、（1）から（3）のいずれにおいても19時までとする。

## 2 感染防止対策の確認について

参加者が1,000人を超えるイベント等又は全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等については、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

## 3 必要な感染防止対策について（全てのイベント等において実施することが前提）

### （1）必要な感染防止対策が担保される場合について

必要な感染防止対策の担保とは、次に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

#### ア 徹底した感染防止等

##### ①マスク常時着用の担保

- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めることができる体制整備
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保

##### ②大声抑止の担保

- ・大声を出す者がいた場合に、個別に注意等ができる体制整備
- ・スポーツイベント等でラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意等ができる体制整備

#### イ 基本的な感染防止等

##### ①手洗徹底

- ・こまめな手洗いの徹底

##### ②消毒徹底

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

##### ③換気

- ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・乾燥する場面では、湿度40%を目途に加湿

##### ④密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ・入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限

##### ⑤身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

##### ⑥食事の制限

- ・食事用に感染防止策（パーティション設置又は人と人との間隔の確保等）を行ったエリア以外での食事の制限
- ・休憩時間中及びイベント等の前後の食事による感染防止の徹底
- ・過度な飲酒の自粛

- ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気、連絡先の把握、食事時間の短縮を行う場合に限り、食事可）

- ・飲食提供者は不織布マスク着用を推奨（フェイスシールドのみは不可）

⑦参加者の制限

- ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置等（ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要）

⑧参加者の把握

- ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・接触確認アプリ（COCOA）や利用者のQRコード読取の奨励
- ・イベントで感染者が発生した場合、迅速・確実に参加者に保健所等への相談を促すとともに、保健所が実施する疫学調査に協力する

⑨演者の行動管理

- ・有症状者は出演・練習を控える
- ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

⑩催物前後の行動管理

- ・イベント等の前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起
- ・飲食及び宿泊時のやまなしグリーン・ゾーン認証施設利用の呼びかけ

⑪ガイドライン遵守の旨の公表

- ・主催者及び施設管理者が、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドライン又は国において示された業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

ウ イベント等の開催の共通の前提

○入退場やエリア内の行動管理

- ・広域的なこと等により入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討

## (2) 大声での歓声等がないことを前提としうる場合の要件について

大声での歓声等がないことを前提としうるイベント等とは、施設管理者において次の全てを満たすことが確認された場合とする。

ア これまでの当該イベント等の出演者等による類似のイベント等の開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し又は歌唱する等の実態がみられていないこと。開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベント等に照らし、観客が歓声、声援等を発し又は歌唱することが見込まれないこと。

イ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用も含め、個別の参加者に対して必要な感染防止対策（上記3（1））の徹底が行われること。

ウ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに則って実施されること。

## (別紙1) お祭りや野外フェス等で全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等における感染防止策

全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1m）を設けることとしていたが、必要な感染防止策に加え、下記に示す条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして、「十分な人と人との間隔を設ける」ことに該当するものとする。

具体的な条件（感染防止策）	
① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li><li>・ 区画あたりの人数制限、ピニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li></ul>
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li><li>・ 誘導人員の配置</li><li>・ 時差・分散措置を講じた入退場</li></ul>
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li><li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li><li>・ 過度な飲酒の自粛</li></ul>
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li></ul>
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li></ul> <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li><li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底</li></ul> <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p>

(参考1)

## イベント等の開催の目安

※全てのイベント等において必要な感染防止対策を実施していただくことが前提となります

### 1. 収容定員が設定されている場合

#### ①人数上限と②収容率上限のいずれか小さい方

必要な感染防止対策の徹底が担保				必要な感染防止対策の徹底が担保されない	
大声での声援等なし		大声での声援等あり		①人数上限	②収容率上限
①人数上限	②収容率上限	①人数上限	②収容率上限		
5,000人	100%	5,000人	50% ※席がある場合:異なるグループ等 の間で1席空けることとし、この場合 は収容定員の50%を超えることもありうる。	5,000人	半分程度

### 2. 収容定員が設定されていない場合

開催の目安	
大声での声援等なし	大声での声援等あり
密が発生しない程度の間隔	十分な間隔(1m)

### 3. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

(上記1と2において、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントを含む)

区分	開催の目安
① 全国的・広域的な人の移動が伴うイベント等／参加者の把握が困難なイベント等	慎重な検討を促す 十分な間隔(1m)の維持が困難な場合は開催について慎重に判断 ※必要な感染防止対策の実施に加え、(別紙1)に示す条件が全て担保される 場合には開催可能
② 地域で行われる盆踊り等、全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの	適切な感染防止策の徹底、COCOA活用や参加者の連絡先等の把握

※1,000人超のイベント又は全国的・広域的な人の移動を伴うイベントは、県が感染防止対策徹底の担保状況を確認



(参考2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(想定されるものの例)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
<b>音楽</b>	<b>音楽</b>
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
<b>演劇等</b>	<b>スポーツイベント</b>
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
<b>舞踊</b>	<b>公営競技</b>
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
<b>伝統芸能</b>	<b>公演</b>
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
<b>芸能・演芸</b>	<b>ライブハウス・ナイトクラブ</b>
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
<b>公演・式典</b>	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
<b>展示会</b>	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。)の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。